

参考資料

1 現行水道料金及び費用負担等

水道料金（専用及び共用給水装置）

（令和3年12月21日適用）

区 分	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
	基 本 水 量	料 金	超 過 水 量	料 金
一 般 用	5 立方メートルまで	口径が13mm 979 円	6立方メートルから 10立方メートルまで	24.2 円
			11立方メートルから 20立方メートルまで	159.5 円
			21立方メートルから 30立方メートルまで	207.9 円
			31立方メートルから 40立方メートルまで	260.7 円
		口径が20mm 以上 1,166 円	41立方メートルから 50立方メートルまで	317.9 円
			51立方メートルから 100立方メートルまで	380.6 円
			101立方メートル以上	445.5 円
浴場営業用	100 立方メートルまで	6,215 円	101立方メートル以上	99 円
臨 時 用	1 立方メートルにつき			349.8 円

※消費税10%を含む総額表示(1円未満の端数は切り捨て)。

給水申込納付金

（令和3年12月21日適用）

使用する量水器の口径	給水申込納付金の額
13 ミリメートル	110,000 円
20 ミリメートル	264,000 円
25 ミリメートル	429,000 円
30 ミリメートル	825,000 円
40 ミリメートル	1,419,000 円
50 ミリメートル	2,442,000 円
75 ミリメートル	6,600,000 円
100 ミリメートル	14,300,000 円
150 ミリメートル	37,400,000 円
200 ミリメートル	72,600,000 円
250 ミリメートル	124,300,000 円

※消費税10%を含む総額表示(1円未満の端数は切り捨て)。

手 数 料

(令和2年3月24日適用)

	金 額	
閉栓手数料	1件につき 営業時間内	500 円
	営業時間外	750 円
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき	8,000 円
給水装置工事設計審査手数料	量水器1個につき	3,500 円
給水装置工事検査手数料	量水器1個につき	4,000 円
構造材質基準検査手数料	1件につき	6,000 円

2-1 水量別上下水道料金一覧表

(口径が13mm)

※消費税10%

水量	上水道料金			下水道使用料			合 計
	本体 金額	消費税	計	本体 金額	消費税	計	
0 5	890	89	979	990	99	1,089	2,068
6	912	91	1,003				2,092
7	934	93	1,027				2,116
8	956	95	1,051				2,140
9	978	97	1,075				2,164
10	1,000	100	1,100				2,189
11	1,145	114	1,259	1,114	111	1,225	2,484
12	1,290	129	1,419	1,238	123	1,361	2,780
13	1,435	143	1,578	1,362	136	1,498	3,076
14	1,580	158	1,738	1,486	148	1,634	3,372
15	1,725	172	1,897	1,610	161	1,771	3,668
16	1,870	187	2,057	1,734	173	1,907	3,964
17	2,015	201	2,216	1,858	185	2,043	4,259
18	2,160	216	2,376	1,982	198	2,180	4,556
19	2,305	230	2,535	2,106	210	2,316	4,851
20	2,450	245	2,695	2,230	223	2,453	5,148
21	2,639	263	2,902	2,361	236	2,597	5,499
22	2,828	282	3,110	2,492	249	2,741	5,851
23	3,017	301	3,318	2,623	262	2,885	6,203
24	3,206	320	3,526	2,754	275	3,029	6,555
25	3,395	339	3,734	2,885	288	3,173	6,907
26	3,584	358	3,942	3,016	301	3,317	7,259
27	3,773	377	4,150	3,147	314	3,461	7,611
28	3,962	396	4,358	3,278	327	3,605	7,963
29	4,151	415	4,566	3,409	340	3,749	8,315
30	4,340	434	4,774	3,540	354	3,894	8,668
31	4,577	457	5,034	3,691	369	4,060	9,094
32	4,814	481	5,295	3,842	384	4,226	9,521
33	5,051	505	5,556	3,993	399	4,392	9,948
34	5,288	528	5,816	4,144	414	4,558	10,374
35	5,525	552	6,077	4,295	429	4,724	10,801
36	5,762	576	6,338	4,446	444	4,890	11,228
37	5,999	599	6,598	4,597	459	5,056	11,654
38	6,236	623	6,859	4,748	474	5,222	12,081
39	6,473	647	7,120	4,899	489	5,388	12,508
40	6,710	671	7,381	5,050	505	5,555	12,936
41	6,999	699	7,698	5,242	524	5,766	13,464
42	7,288	728	8,016	5,434	543	5,977	13,993
43	7,577	757	8,334	5,626	562	6,188	14,522
44	7,866	786	8,652	5,818	581	6,399	15,051
45	8,155	815	8,970	6,010	601	6,611	15,581
46	8,444	844	9,288	6,202	620	6,822	16,110
47	8,733	873	9,606	6,394	639	7,033	16,639
48	9,022	902	9,924	6,586	658	7,244	17,168
49	9,311	931	10,242	6,778	677	7,455	17,697
50	9,600	960	10,560	6,970	697	7,667	18,227

水量	上水道料金			下水道使用料			合 計
	本体 金額	消費税	計	本体 金額	消費税	計	
51	9,946	994	10,940	7,231	723	7,954	18,894
52	10,292	1,029	11,321	7,492	749	8,241	19,562
53	10,638	1,063	11,701	7,753	775	8,528	20,229
54	10,984	1,098	12,082	8,014	801	8,815	20,897
55	11,330	1,133	12,463	8,275	827	9,102	21,565
56	11,676	1,167	12,843	8,536	853	9,389	22,232
57	12,022	1,202	13,224	8,797	879	9,676	22,900
58	12,368	1,236	13,604	9,058	905	9,963	23,567
59	12,714	1,271	13,985	9,319	931	10,250	24,235
60	13,060	1,306	14,366	9,580	958	10,538	24,904
61	13,406	1,340	14,746	9,841	984	10,825	25,571
62	13,752	1,375	15,127	10,102	1,010	11,112	26,239
63	14,098	1,409	15,507	10,363	1,036	11,399	26,906
64	14,444	1,444	15,888	10,624	1,062	11,686	27,574
65	14,790	1,479	16,269	10,885	1,088	11,973	28,242
66	15,136	1,513	16,649	11,146	1,114	12,260	28,909
67	15,482	1,548	17,030	11,407	1,140	12,547	29,577
68	15,828	1,582	17,410	11,668	1,166	12,834	30,244
69	16,174	1,617	17,791	11,929	1,192	13,121	30,912
70	16,520	1,652	18,172	12,190	1,219	13,409	31,581
71	16,866	1,686	18,552	12,451	1,245	13,696	32,248
72	17,212	1,721	18,933	12,712	1,271	13,983	32,916
73	17,558	1,755	19,313	12,973	1,297	14,270	33,583
74	17,904	1,790	19,694	13,234	1,323	14,557	34,251
75	18,250	1,825	20,075	13,495	1,349	14,844	34,919
76	18,596	1,859	20,455	13,756	1,375	15,131	35,586
77	18,942	1,894	20,836	14,017	1,401	15,418	36,254
78	19,288	1,928	21,216	14,278	1,427	15,705	36,921
79	19,634	1,963	21,597	14,539	1,453	15,992	37,589
80	19,980	1,998	21,978	14,800	1,480	16,280	38,258
81	20,326	2,032	22,358	15,061	1,506	16,567	38,925
82	20,672	2,067	22,739	15,322	1,532	16,854	39,593
83	21,018	2,101	23,119	15,583	1,558	17,141	40,260
84	21,364	2,136	23,500	15,844	1,584	17,428	40,928
85	21,710	2,171	23,881	16,105	1,610	17,715	41,596
86	22,056	2,205	24,261	16,366	1,636	18,002	42,263
87	22,402	2,240	24,642	16,627	1,662	18,289	42,931
88	22,748	2,274	25,022	16,888	1,688	18,576	43,598
89	23,094	2,309	25,403	17,149	1,714	18,863	44,266
90	23,440	2,344	25,784	17,410	1,741	19,151	44,935
91	23,786	2,378	26,164	17,671	1,767	19,438	45,602
92	24,132	2,413	26,545	17,932	1,793	19,725	46,270
93	24,478	2,447	26,925	18,193	1,819	20,012	46,937
94	24,824	2,482	27,306	18,454	1,845	20,299	47,605
95	25,170	2,517	27,687	18,715	1,871	20,586	48,273
96	25,516	2,551	28,067	18,976	1,897	20,873	48,940
97	25,862	2,586	28,448	19,237	1,923	21,160	49,608
98	26,208	2,620	28,828	19,498	1,949	21,447	50,275
99	26,554	2,655	29,209	19,759	1,975	21,734	50,943
100	26,900	2,690	29,590	20,020	2,002	22,022	51,612

2-2 水量別上下水道料金一覧表 (口径が20mm以上) ※消費税10%

水量	上水道料金			下水道料金			合 計	水量	上水道料金			下水道料金			合 計
	本体 金額	消費税	計	本体 金額	消費税	計			本体 金額	消費税	計	本体 金額	消費税	計	
0 5	1,060	106	1,166	990	99	1,089	2,255	51	10,116	1,011	11,127	7,231	723	7,954	19,081
6	1,082	108	1,190				2,279	52	10,462	1,046	11,508	7,492	749	8,241	19,749
7	1,104	110	1,214				2,303	53	10,808	1,080	11,888	7,753	775	8,528	20,416
8	1,126	112	1,238				2,327	54	11,154	1,115	12,269	8,014	801	8,815	21,084
9	1,148	114	1,262				2,351	55	11,500	1,150	12,650	8,275	827	9,102	21,752
10	1,170	117	1,287				2,376	56	11,846	1,184	13,030	8,536	853	9,389	22,419
11	1,315	131	1,446				2,671	57	12,192	1,219	13,411	8,797	879	9,676	23,087
12	1,460	146	1,606				2,967	58	12,538	1,253	13,791	9,058	905	9,963	23,754
13	1,605	160	1,765				3,263	59	12,884	1,288	14,172	9,319	931	10,250	24,422
14	1,750	175	1,925				3,559	60	13,230	1,323	14,553	9,580	958	10,538	25,091
15	1,895	189	2,084	3,855	61	13,576	1,357	14,933	9,841	984	10,825	25,758			
16	2,040	204	2,244	4,151	62	13,922	1,392	15,314	10,102	1,010	11,112	26,426			
17	2,185	218	2,403	4,446	63	14,268	1,426	15,694	10,363	1,036	11,399	27,093			
18	2,330	233	2,563	4,743	64	14,614	1,461	16,075	10,624	1,062	11,686	27,761			
19	2,475	247	2,722	5,038	65	14,960	1,496	16,456	10,885	1,088	11,973	28,429			
20	2,620	262	2,882	5,335	66	15,306	1,530	16,836	11,146	1,114	12,260	29,096			
21	2,809	280	3,089	5,686	67	15,652	1,565	17,217	11,407	1,140	12,547	29,764			
22	2,998	299	3,297	6,038	68	15,998	1,599	17,597	11,668	1,166	12,834	30,431			
23	3,187	318	3,505	6,390	69	16,344	1,634	17,978	11,929	1,192	13,121	31,099			
24	3,376	337	3,713	6,742	70	16,690	1,669	18,359	12,190	1,219	13,409	31,768			
25	3,565	356	3,921	7,094	71	17,036	1,703	18,739	12,451	1,245	13,696	32,435			
26	3,754	375	4,129	7,446	72	17,382	1,738	19,120	12,712	1,271	13,983	33,103			
27	3,943	394	4,337	7,798	73	17,728	1,772	19,500	12,973	1,297	14,270	33,770			
28	4,132	413	4,545	8,150	74	18,074	1,807	19,881	13,234	1,323	14,557	34,438			
29	4,321	432	4,753	8,502	75	18,420	1,842	20,262	13,495	1,349	14,844	35,106			
30	4,510	451	4,961	8,855	76	18,766	1,876	20,642	13,756	1,375	15,131	35,773			
31	4,747	474	5,221	9,281	77	19,112	1,911	21,023	14,017	1,401	15,418	36,441			
32	4,984	498	5,482	9,708	78	19,458	1,945	21,403	14,278	1,427	15,705	37,108			
33	5,221	522	5,743	10,135	79	19,804	1,980	21,784	14,539	1,453	15,992	37,776			
34	5,458	545	6,003	10,561	80	20,150	2,015	22,165	14,800	1,480	16,280	38,445			
35	5,695	569	6,264	10,988	81	20,496	2,049	22,545	15,061	1,506	16,567	39,112			
36	5,932	593	6,525	11,415	82	20,842	2,084	22,926	15,322	1,532	16,854	39,780			
37	6,169	616	6,785	11,841	83	21,188	2,118	23,306	15,583	1,558	17,141	40,447			
38	6,406	640	7,046	12,268	84	21,534	2,153	23,687	15,844	1,584	17,428	41,115			
39	6,643	664	7,307	12,695	85	21,880	2,188	24,068	16,105	1,610	17,715	41,783			
40	6,880	688	7,568	13,123	86	22,226	2,222	24,448	16,366	1,636	18,002	42,450			
41	7,169	716	7,885	13,651	87	22,572	2,257	24,829	16,627	1,662	18,289	43,118			
42	7,458	745	8,203	14,180	88	22,918	2,291	25,209	16,888	1,688	18,576	43,785			
43	7,747	774	8,521	14,709	89	23,264	2,326	25,590	17,149	1,714	18,863	44,453			
44	8,036	803	8,839	15,238	90	23,610	2,361	25,971	17,410	1,741	19,151	45,122			
45	8,325	832	9,157	15,768	91	23,956	2,395	26,351	17,671	1,767	19,438	45,789			
46	8,614	861	9,475	16,297	92	24,302	2,430	26,732	17,932	1,793	19,725	46,457			
47	8,903	890	9,793	16,826	93	24,648	2,464	27,112	18,193	1,819	20,012	47,124			
48	9,192	919	10,111	17,355	94	24,994	2,499	27,493	18,454	1,845	20,299	47,792			
49	9,481	948	10,429	17,884	95	25,340	2,534	27,874	18,715	1,871	20,586	48,460			
50	9,770	977	10,747	18,414	96	25,686	2,568	28,254	18,976	1,897	20,873	49,127			
					97	26,032	2,603	28,635	19,237	1,923	21,160	49,795			
					98	26,378	2,637	29,015	19,498	1,949	21,447	50,462			
					99	26,724	2,672	29,396	19,759	1,975	21,734	51,130			
					100	27,070	2,707	29,777	20,020	2,002	22,022	51,799			

3 水道料金の変遷

●昭和43年4月1日～昭和48年10月31日

区 分			基本料金／1月		超過料金 1m ³ につき
			水 量	料 金	
専用栓	計量制	一 般 用	10 m ³ まで	350 円	35 円
		団 体 用	20 m ³ まで	700 円	35 円
		浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	2,000 円	35 円
		工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	70 円
	定額制	一 般 用	人口 5人まで 浴槽1個につき 支栓1個につき	350 円 150 円 50 円	1人増す毎に 70 円
共用栓	計 量 制		8 m ³ まで	270 円	35 円
	定 額 制		1世帯 5人まで	350 円	1人増す毎に 70 円

●昭和48年11月1日～昭和51年3月31日

区 分			基本料金／2月		超過料金 1m ³ につき
			水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用		20 m ³ まで	700 円	35 円
	団 体 用		40 m ³ まで	1,400 円	35 円
	浴 場 営 業 用		200 m ³ まで	4,000 円	35 円
	工事並びに臨時用		1 m ³ につき	—	70 円

●昭和51年4月1日～昭和56年3月31日

区 分			基本料金／2月		超過料金 1m ³ につき
			水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用		20 m ³ まで	1,000 円	21m ³ ～40m ³ まで 75 円 41m ³ ～220m ³ まで 100 円 221m ³ 以上 125 円
	浴 場 営 業 用		200 m ³ まで	6,000 円	201m ³ 以上 45 円
	工事並びに臨時用		1 m ³ につき	—	150 円

●昭和56年4月1日～昭和61年3月31日

区 分			基本料金／2月		超過料金 1m ³ につき
			水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用		20 m ³ まで	2,000 円	21m ³ ～40m ³ まで 110 円 41m ³ ～60m ³ まで 130 円 61m ³ ～80m ³ まで 150 円 81m ³ ～100m ³ まで 170 円 101m ³ 以上 190 円
	浴 場 営 業 用		200 m ³ まで	8,900 円	201m ³ 以上 60 円
	工事並びに臨時用		1 m ³ につき	—	220 円

●昭和61年4月1日～平成 3年3月31日

区 分		基本料金／2月		超過料金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	20 m ³ まで	2,500 円	21m ³ ～40m ³ まで 140 円
				41m ³ ～60m ³ まで 165 円
				61m ³ ～80m ³ まで 190 円
				81m ³ ～100m ³ まで 215 円
				101m ³ 以上 240 円
	浴 場 営 業 用	200 m ³ まで	11,300 円	201m ³ 以上 75 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	280 円

●平成 3年4月1日～平成 4年9月30日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	10 m ³ まで	1,250 円	11m ³ ～20m ³ まで 140 円
				21m ³ ～30m ³ まで 165 円
				31m ³ ～40m ³ まで 190 円
				41m ³ ～50m ³ まで 215 円
				51m ³ 以上 240 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	101m ³ 以上 75 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	280 円

●平成 4年10月1日～平成 8年7月31日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	10 m ³ まで	1,250 円	11m ³ ～20m ³ まで 140 円
				21m ³ ～30m ³ まで 165 円
				31m ³ ～40m ³ まで 190 円
				41m ³ ～50m ³ まで 215 円
				51m ³ 以上 240 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	101m ³ 以上 75 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	280 円

※ この表に定める額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 8年8月1日～平成 9年6月30日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	10 m ³ まで	1,250 円	11m ³ ～20m ³ まで 158 円
				21m ³ ～30m ³ まで 201 円
				31m ³ ～40m ³ まで 249 円
				41m ³ ～50m ³ まで 307 円
				51m ³ ～100m ³ まで 369 円
				101m ³ 以上 432 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	101m ³ 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	338 円

※ この表に定める額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 9年7月1日～平成22年3月31日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	10 m ³ まで	1,250 円	11m ³ ～20m ³ まで 158 円
				21m ³ ～30m ³ まで 201 円
				31m ³ ～40m ³ まで 249 円
				41m ³ ～50m ³ まで 307 円
				51m ³ ～100m ³ まで 369 円
				101m ³ 以上 432 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	101m ³ 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	338 円

※ この表に定める額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 22年4月1日～平成26年3月31日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	5 m ³ まで	口径が13mm 890 円 口径が20mm以上 1,060 円	6m ³ ～10m ³ まで 22 円
				11m ³ ～20m ³ まで 145 円
				21m ³ ～30m ³ まで 189 円
				31m ³ ～40m ³ まで 237 円
				41m ³ ～50m ³ まで 289 円
				51m ³ ～100m ³ まで 346 円
				101m ³ 以上 405 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	101m ³ 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	318 円

※ この表に定める額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 26年4月1日～令和元年9月30日

区 分		基本料金／1月		超過料金
		水 量	料 金	1m ³ につき
専 用 及 び 共 用 栓	一 般 用	5 m ³ まで	口径が13mm 890 円 口径が20mm以上 1,060 円	6m ³ ～10m ³ まで 22 円
				11m ³ ～20m ³ まで 145 円
				21m ³ ～30m ³ まで 189 円
				31m ³ ～40m ³ まで 237 円
				41m ³ ～50m ³ まで 289 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	51m ³ ～100m ³ まで 346 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	101m ³ 以上 405 円 90 円 318 円

※ この表に定める額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●令和元年10月1日～令和3年12月20日

区 分		基本料金／1月		超過料金
		水 量	料 金	1m ³ につき
専 用 及 び 共 用 栓	一 般 用	5 m ³ まで	口径が13mm 890 円 口径が20mm以上 1,060 円	6m ³ ～10m ³ まで 22 円
				11m ³ ～20m ³ まで 145 円
				21m ³ ～30m ³ まで 189 円
				31m ³ ～40m ³ まで 237 円
				41m ³ ～50m ³ まで 289 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	5,650 円	51m ³ ～100m ³ まで 346 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	101m ³ 以上 405 円 90 円 318 円

※ この表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●令和3年12月21日～

区 分		基本料金／1月		超過料金
		水 量	料 金	1m ³ につき
専 用 及 び 共 用 栓	一 般 用	5 m ³ まで	口径が13mm 979 円 口径が20mm以上 1,166 円	6m ³ ～10m ³ まで 24.2 円
				11m ³ ～20m ³ まで 159.5 円
				21m ³ ～30m ³ まで 207.9 円
				31m ³ ～40m ³ まで 260.7 円
				41m ³ ～50m ³ まで 317.9 円
	浴 場 営 業 用	100 m ³ まで	6,215 円	51m ³ ～100m ³ まで 380.6 円
	工事並びに臨時用	1 m ³ につき	—	101m ³ 以上 445.5 円 99 円 349.8 円

※ 消費税10%を含む総額表示(1円未満の端数は切り捨て)。

4 負担金の変遷

(1) 給水契約負担金

期間 口径	昭和46年4月1日 ～ 昭和49年3月31日	昭和49年4月1日～ 昭和51年1月31日	昭和51年2月1日～ 昭和52年3月31日	昭和52年4月1日～ 昭和53年6月30日	昭和53年7月1日～ 昭和62年3月31日
13 mm	20,000円	10,000円	30,000円	120,000円	200,000円
20 mm	28,000円	22,000円	60,000円		
25 mm	35,000円	35,000円	130,000円	260,000円	390,000円
30 mm	100,000円	100,000円	250,000円	500,000円	750,000円
40 mm	200,000円	200,000円	430,000円	860,000円	1,290,000円
50 mm	300,000円	300,000円	740,000円	1,480,000円	2,220,000円
75 mm	700,000円	700,000円	2,000,000円	4,000,000円	6,000,000円
100 mm	別に定める額				13,000,000円
125 mm以上	別に定める額				

期間 口径	昭和62年4月1日～ 平成3年3月31日	平成3年4月1日～ 平成4年9月30日	平成4年10月1日 ～ 平成9年3月31日	※3 平成9年4月1日～ 平成22年3月31日	※3 ※4 ※5 平成22年4月1日 ～ 令和3年12月20日
13 mm	150,000円			55,000円	100,000円
20 mm		150,000円	150,000円	150,000円	240,000円
25 mm	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円
30 mm	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円
40 mm	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円
50 mm	2,220,000円	2,220,000円	2,220,000円	2,220,000円	2,220,000円
75 mm	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円
100 mm	13,000,000円	13,000,000円	13,000,000円	13,000,000円	13,000,000円
150 mm	別に定める額	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円
200 mm	別に定める額	66,000,000円	66,000,000円	66,000,000円	66,000,000円
250 mm	別に定める額	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円

※1 昭和46年4月1日～昭和49年3月31日までの13mm、20mmの負担金は、蛇口2個までの工事費を含む。

※2 平成4年10月1日～平成9年3月31日の負担金は、表に定める額に100分の103を乗じて得た額。

※3 平成9年4月1日～平成26年3月31日の負担金は、表に定める額に100分の105を乗じて得た額。

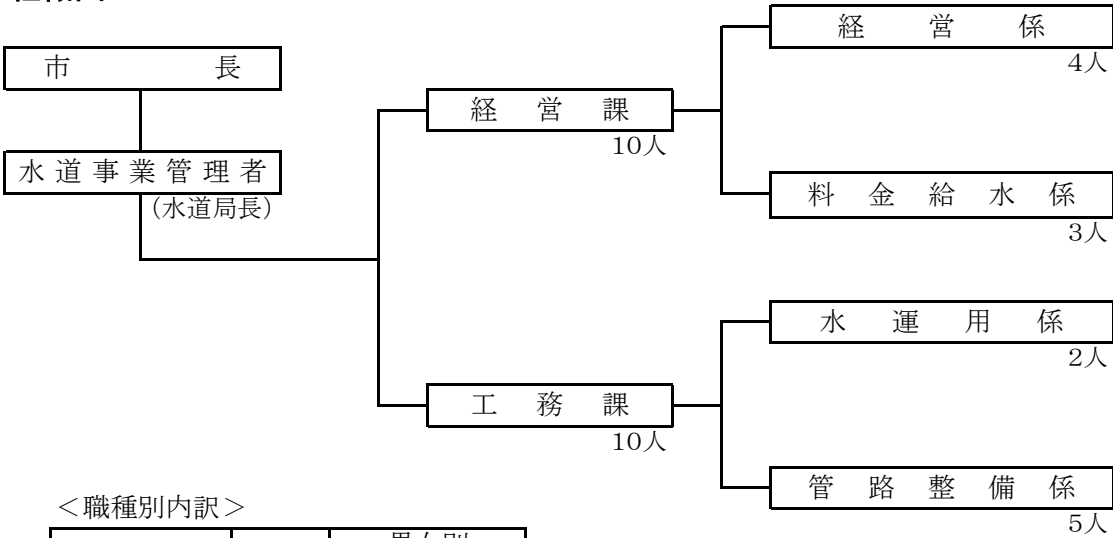
※4 平成26年4月1日～令和元年9月30日の負担金は、表に定める額に100分の108を乗じて得た額。

※5 令和元年10月1日以降の負担金は、表に定める額に100分の110を乗じて得た額。

5 水道局の組織

令和5年4月1日現在

(1) 組織図



<職種別内訳>

区 分	職員数	男女別	
		男	女
事務職員	16人	12人	4人
技術職員	3人	2人	1人
会計年度任用職員	1人	1人	0人
合 計	20人	15人	5人
職員定数	37人		

(2) 職員構成

(単位:人)

職 名 所属名・職名	課 長	主 幹	課 長 補 佐	係 長	主 査	主 任	主任 主 事	主 事	任用 計 年 員 度	合 計
経営課	1		2							3
経営係				0	0	1	2	1	0	4
料金給水係				1	2	0	0	0	0	3
計	1	0	2	1	2	1	2	1	0	10
工務課	1	1	1							3
水運用係				0	0	2	0	0	0	2
管路整備係				1	2	1	0	0	1	5
計	1	1	1	1	2	3	0	0	1	10
合 計	2	1	3	2	4	4	2	1	1	20

(3) 歴代水道事業管理者

初代	飯田政夫	昭和54年4月1日から昭和59年3月31日まで
第2代	伊藤富士彌	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで
第3代	後藤茂	昭和60年4月1日から平成元年3月31日まで
第4代	滝口昭	平成元年4月1日から平成5年3月31日まで
第5代	石井忠	平成5年4月1日から平成8年6月30日まで
第6代	土屋忠男	平成8年7月1日から平成12年6月30日まで
第7代	中村友教	平成12年7月1日から平成16年6月30日まで
第8代	伊藤久	平成16年7月1日から平成20年6月30日まで
第9代	中野洋	平成20年7月1日から平成24年3月31日まで
第10代	峯岸幹男	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
第11代	長塚九二夫	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
第12代	古谷靖	令和3年4月1日から

6 水道事業運営審議会

我孫子市水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)は、地方自治法第138条の4第3項(委員会、委員及び附属機関の設置)の規定に基づき、市長の諮問機関として水道事業の円滑な運営を図り、重要施策等を調査審議するため設けられています。

審議会の委員は11名以内で組織され、市長の委嘱を受けて、(1)学識経験を有する者5人以内、(2)市内の関係団体に属する者4人以内、(3)公募の市民2人以内で構成されています。ただし、再任を妨げないとされています。

現在、審議会は、推薦等により選任された10名で構成されています。

現審議会委員の任期は、令和5年9月1日より令和7年8月31日までです。

(1) 審議会委員(令和6年3月31日現在) (敬称略)

学識経験を有する者	市内の関係団体に 属する者	公募の市民
(会長) 林 健一	遠藤 洋子	鈴木 登
(副会長) 庄司 武史	園 比佐志	鶴岡 亜弥子
岡田 真弓	藤本 行宣	
佐藤 一明		
高橋 学		

(2) 開催状況

令和5年11月1日 (第1回)	<議 題> 1. 会長・副会長の選出 2. 令和6年度我孫子市水道局事業(案)について 3. 我孫子市水道事業基本計画(案)及び経営戦略(案)について
令和6年2月14日 (第2回)	<議 題> 1. 我孫子市水道事業基本計画(案)及び経営戦略(案)について

7 車両

所 属	車 種	登録番号	無線番号	備考
経営係	ホンダグレイス	柏 500 つ 7076	—	H27.7購入
〃	ニッサンリーフ	柏 300 ん 3439	—	R5.1リース開始
水運用係	スバルサンバーバン	柏 480 あ 1930	すいどうあびこ②	H19.5購入
〃	トヨタカローラバン	野 田 800 さ 4570	すいどうあびこ⑫	H20.7購入
管路整備係	トヨタプロボックスバン	野 田 400 す 9872	すいどうあびこ③	H16.4購入
〃	トヨタライトエース	野 田 400 す 5210	すいどうあびこ⑤	H15.5購入
〃	スズキエブリイ	野 田 40 か 1392	すいどうあびこ⑪	H16.5購入
料金給水係	給水車(トヨタ)	野 田 800 さ 7044	すいどうあびこ⑬	H16.10購入
〃	給水車(日野)	野 田 800 さ 7700	すいどうあびこ④	H17.8購入
〃	スズキエブリイ	柏 480 あ 4433	すいどうあびこ⑦	H20.4購入
〃	スズキエブリイ	野 田 483 あ 10	すいどうあびこ⑩	H17.1購入
〃	ニッサンサクラ	柏 580 た 9495	—	R5.12リース開始

8 無線通信施設

無線局の種別	基地局	陸上移動局		
無線局の目的	水 道 事 業 用			
通 信 事 項	水道施設の建設・保全及び水の供給に関する事項			
呼 出 名 称	すいどうあびこ	(車載型)	すいどうあびこ	1
		//	//	2
		//	//	3
		//	//	4
		//	//	5
		//	//	6
		//	//	7
		//	//	8
		//	//	9
		//	//	10
		//	//	11
		//	//	12
		//	//	13
		(携帯型)	すいどうあびこ	101
		//	//	102
		//	//	103
		//	//	104
		//	//	105
		//	//	106
電波の形式 及び周波数	F3E 153. 25MHz			

9 水道事業ガイドライン指標試算結果

■ 水道事業ガイドラインとは

水道事業ガイドラインとは、水道事業における施設の整備状況や経営状況等を総合的に評価するもので、全国の水道事業体共通の指標です。このガイドラインは、厚生労働省の水道ビジョンに示された目標と合わせ、公益社団法人日本水道協会が平成17年1月に制定し、令和3年7月に改正した規格です。

水道事業ガイドラインの活用方法

〔活用方法〕

◇水道サービスの向上

業務指標を算出することで、他都市との比較や年次推移の検証など各業務の目標管理や現状把握が的確に行えます。これによって新たな課題を抽出し、数値目標の設定などによりその解決に努め、水道サービスの更なる向上に役立てます。

◇水道事業経営の透明性確保とお客さま満足度の向上

業務指標をインターネット等を通じて公表することで、経営の透明性を確保します。また、水道サービスに対するお客さまのご意見を経営に反映させ、お客さま満足度の向上につなげます。

「水道事業ガイドライン」(全119項目)業務指標の概要

水道事業ガイドラインは、「安全で良質な水」、「安定した水の供給」、「健全な事業経営」の3分類、全119項目の業務指標が設定されています。本市では全119項目の内、108項目について試算を行いました。

※詳細は「水道事業ガイドラインに基づく業務指標の算定結果【令和5年度】」をご覧ください。

我孫子市水道局試算結果考察 <5年度>		算定指標数／関連指標数
安全で良質な水	運営管理(水質管理、施設管理、事故災害対策) 施設整備(施設更新)	16／17
安定した水の供給	運営管理(施設管理、事故災害対策、環境対策) 施設整備(施設管理、施設更新、事故災害対策)	51／57
健全な事業経営	財務(健全経営) 組織・人材(人材育成、業務委託) お客様とのコミュニケーション(情報提供、意見収集)	41／45
総 計		108／119

令和5年度 水道事業ガイドラインに基づく業務指標の算定について

1 試算概況

今年度の指標算定項目数は108項目となった。この内、対前年度比で業務指標が向上した項目は23項目(21.3%)、低下した項目は36項目(33.3%)となり、相対的には業務水準が低下した。特に対前年度比で±10%以上の数値変動があった項目については、次の「2 対前年度比±10%以上項目一覧」に主要要因を指標区分毎に特記した。

2 対前年度比±10%以上項目一覧

(評価記号 ↑: 高いほど望ましい ↓: 低いほど望ましい)

安全で良質な水

向上した業務指標					低下した業務指標				
No.	PI	R4	R5	評価 記号	No.	PI	R4	R5	評価 記号
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率(%)	48.6	35.7	↓					
A401	鉛製給水管率(%)	1.2	1.0	↓					
〔特記事項〕 A108:消毒副生成物の減 A401:鉛製管を用いている給水契約者数の減					〔特記事項〕				

安定した水の供給

向上した業務指標					低下した業務指標				
No.	PI	R4	R5	評価 記号	No.	PI	R4	R5	評価 記号
B204	管路の事故割合	2.6	1.9	↓	B110	漏水率(%)	6.6	7.6	↓
B207	非鉄製管路の事故割合	8.0	4.8	↓	B117	設備点検実施率(%)	85.7	42.9	↑
B208	給水管の事故割合	3.9	3.4	↓	B206	鉄製管路の事故割合	0.0	1.1	↓
B210	災害対策訓練実施回数	3.0	4.0	↑	B306	建設副産物のリサイクル率(%)	100.0	83.9	↑
B610	燃料備蓄日数	0.6	0.9	↑	B504	管路の更新率(%)	0.93	0.56	↑
〔特記事項〕 B204:管路の事故件数の減 B207:非鉄製管路の事故件数の減 B208:給水管の事故件数の減 B210:災害対策訓練実施回数の増 B610:燃料備蓄日数の増					〔特記事項〕 B110:不明水量の増 B117:設備の点検回数の減 B206:鉄製管路の事故件数の増 B306:リサイクルされた建設副産物量の減 B504:管路更新延長の減				

健全な事業運営

向上した業務指標					低下した業務指標				
No.	PI	R4	R5	評価 記号	No.	PI	R4	R5	評価 記号
C111	給水収益に対する施設改良のための企業債償還元金の割合	4.5	2.6	↓	C109	給水収益に対する企業債利息の割合(%)	0.5	0.6	↓
C121	企業債償還元金対減価償却費比率(%)	21.4	11.8	↓	C112	給水収益に対する企業債残高の割合(%)	74.3	94.1	↓
C502	アンケート情報収集割合	-	6.4		C127	給水停止割合	4.6	8.1	↓
C503	直接飲用率(%)	-	84.6		C205	水道業務平均経験年数	8.0	5.5	↑
					C401	広報誌による情報の提供度	2.1	1.3	↑
					C402	インターネットによる情報の提供度	153	72	↑
					C505	水質に対する苦情対応割合	0.98	1.19	↓
〔特記事項〕 C111:企業債償還完了による償還元金の減 C121:企業債償還完了による償還元金の減 C502:アンケート実施による増 C503:アンケート実施による増					〔特記事項〕 C109:給水収益の減と企業債利息の増 C112:企業債借入による企業債残高割合の増 C127:給水停止件数の増 C205:人事異動に伴い経験年数の少ない職員が配置されたことによる減 C401:広報誌発行部数の減 C402:ホームページの更新機会の減 C505:水質に対する苦情対応件数の増				

3 本年度未算定11項目

本市事業に該当のない4項目

No.	PI
A302	粉末活性炭処理比率(%)
B102	取水量1㎡当たり水源保全投資額(円/㎡)
B304	再生可能エネルギー利用率(%)
B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率(%)

内部基準若しくは記録・整理簿等が未整備・未実施の7項目

No.	PI
B109	バルブ点検率(%)
B305	浄水発生土の有効利用率(%)
B505	管路の更正率(%)
C206	国際協力派遣者数(人・日)
C207	国際協力受入者数(人・日)
C302	浄水場第三者委託率(%)
C501	モニタ割合(人/1,000人)

水道事業ガイドラインに基づく業務指標の算定結果【令和5年度】

【表解説】

＜算出値について＞

※の付く値：指標の算出に不正確、不確実な要素がある場合 —：ガイドラインの定義で示すデータがないため、算出できない指標。

＜評価記号について＞

↑：高いほど望ましいとされる項目 ↓：低いほど望ましいとされる項目 ○：他の業務指標と併せて総合評価すべき項目

1)安全で良質な水									
区分	番号	PI名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			R3	R4	R5				
①運営管理									
水 質 管 理	A101	平均残留塩素濃度	0.53	0.54	0.52	(mg/L)	残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数	給水栓水で、残留塩素濃度の最大値が0.8mg/Lのとき0%、0.4mg/Lのとき100%になる。残留塩素は低い方がよい。さらには好ましい。	↓
	A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	10.0	10.0	10.0	(値、項目名) (%)	(最大カビ臭物質濃度/水質基準値)×100	給水栓水で、2種類のカビ臭物質最大濃度の水質基準値に対する割合(%)をいう。水質基準ぎりぎりであると0%、全くカビ臭物質が含まれないと100%になる。	↓
	A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率	18.0	18.0	18.7	(%)	Σ(給水栓の総トリハロメタン濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓水で、水質基準の値である0.1mg/Lに対する総トリハロメタン濃度最大値の割合(%)を示す。トリハロメタンは有害物質であり、この値は低い方がよい。	↓
	A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率	22.9	22.9	22.4	(%)	Σ(給水栓の有機物(TOC)濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓水で、水質基準の値である3mg/Lに対する最大有機物(TOC)濃度の割合(%)を示す。一般的には、低い値の方が良い水とされる。	↓
	A105	重金属濃度水質基準比率	10.0	10.0	10.0	(値、項目名) (%)	Σ(給水栓の当該重金属濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める6種類の重金属の基準値に対するそれぞれの重金属最大濃度の割合(%)を平均値で示す。この値は低い方がよい。	↓
	A106	無機物質濃度水質基準比率	28.0	28.0	29.0	(値、項目名) (%)	Σ(給水栓の当該無機物質濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める6種類の無機物質の基準値に対するそれぞれの無機物質最大濃度の割合(%)を平均で示す。ミネラル分の割合を示す。	↓
	A107	有機化学物質濃度水質基準比率	10.0	10.0	10.0	(値、項目名) (%)	Σ(給水栓の当該有機化学物質濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める9種類の有機化学物質の基準値に対するそれぞれの有機化学物質最大濃度の割合(%)を平均値で示す。この値は低い方がよい。	↓
	A108	消毒副生成物濃度水質基準比率	48.6	48.6	35.7	(値、項目名) (%)	Σ(給水栓の当該消毒副生成物濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める5種類の消毒副生成物の基準値に対するそれぞれの消毒副生成物最大濃度の割合(%)を平均値で示す。この値は低い方がよい。	↓
	A109	農業濃度水質管理目標比	0.000	0.000	0.000	-	max Σ(Xij/Gvj)	給水栓で、水質基準の値である各農業の管理目標値に対するそれぞれの農業最大濃度の割合(%)を対象農業数で除したものを、農業は種類が多いので、一種類ごとに算出せず、平均したもので示した。この値は低い方がよい。安全な水の供給には原水が安全であることが重要であるので、原水で何項目を調査しているかを示す。調査回数は月1回以上とする。	↓
施 設 管 理	A201	原水水質監視度	89	90	89	(項目)	原水水質監視項目数		○
	A202	給水栓水質検査(毎日)箇所密度	20.7	20.7	20.7	(箇所/100 km ²)	(給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/現在給水面積)×100	給水区域において毎日行う水質検査箇所数により、その面積100 km ² 当たりに対する水質監視密度を示す。	↑
	A203	配水池清掃実施率	20.9	71.8	71.8	(%)	(5年間に清掃した配水池有効容量/配水池有効容量)×100	全配水池容量に対する清掃した配水池容量の割合を示す。5年で全配水池を一巡するのを目標としている。	↑
	A204	直結給水率	75.1	74.9	74.8	(%)	(直結給水件数/給水件数)×100	総給水件数に対する、受水権を経由せず直接給水される件数の割合を示す。水質の悪化を防ぐ観点から、直結給水が進められている。	↑
	A205	貯水槽水過指導率	0.3	0.0	0.0	(%)	(貯水槽水過指導件数/貯水槽水過数)×100	貯水槽水過総数に対する調査・指導の割合(%)を示す。ビル、高層住宅などの貯水槽は水道事業者の管理ではないが、衛生上、適正な管理が必要となるため指導を	↑
事 故 災 害 対 策	A301	水源の水質事故件数	0	0	0	(件)	年間水源水質事故件数	年間の水源有害物質(油、化学物質の流出など)による水質汚染の回数を示す。この値は低い方がよい。	↓
	A302	粉末活性炭処理比率	該当なし	該当なし	該当なし	(%)	(粉末活性炭年間処理水量/年間浄水量)×100	粉末活性炭を投入した日数の年間割合(%)を示す。活性炭は水質が悪化した時に用いられるので、原水水質の良し悪しの指標でもある。	○
②施設整備									
※ ※ ※	A401	鉛製給水管率	1.7	1.2	1.0	(%)	(鉛製給水管使用件数/給水件数)×100	鉛管を使用している件数の全給水件数に対する割合(%)を示す。この値は低い方がよい。	↓

2)安定した水の提供

区分	番号	PI名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号	
			R 3	R 4	R 5					
①運営管理										
施設管理	B101	自己保有水源率	35.0	35.0	35.0	(%)	(自己保有水源水量/全水源水量)×100	全水源量に対する自己所有の水源水量（水道事業者が管理している貯水池、井戸をいう）の割合（%）をいう。自己保有水源の多いことは取水の自由度が大きい。	○	
	B102	取水量1m ³ 当たり水源保全投資額	該当なし	該当なし	該当なし	(円/m ³)	水源保全に投資した費用/年間取水量	自己の水源に水源調査のため投資した費用に対するその流域から取水量の1m ³ 当たりの費用（円）を示す。自己水源を持たない場合は適用できない。	○	
	B103	地下水率	100.0	100.0	100.0	(%)	(地下水揚水量 / 年間取水量)×100	地下水揚水量の水源利用水量に対する割合（%）を示す。この指標は、環境保全の視野も入れて広く考えられるべきである。	○	
	B104	施設利用率	63.6	63.1	62.9	(%)	(一日平均配水量/施設能力)×100	一日平均給水量の一日給水能力に対する割合（%）を示す。水道施設の経済性を総合的に判断する指標である。この値は、基本的に高い方がよい。	↑	
	B105	最大稼働率	71.7	70.2	68.7	(%)	(一日最大配水量/施設能力)×100	一日最大給水量の一日最大給水能力に対する割合（%）を示す。水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この値は、基本的に高い方がよい。	↑	
	B106	負荷率	88.7	89.8	91.6	(%)	(一日平均配水量/一日最大配水量)×100	一日平均給水量の一日最大給水量に対する割合（%）を示す。水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この値は、基本的に高い方がよい。	↑	
	B107	配水管延長密度	11.6	11.6	11.6	(km/km ²)	配水管延長/現在給水面積	給水区域面積1㎢当たり配水管が何km布設されているかを示す。これは配水管に引き込み管（給水管）を接続する時の容易さを示す。	↑	
	B108	管路点検率	0.2	0.2	0.2	(%)	(点検した管路延長 / 管路延長) × 100	年間で点検した管路延長の総延長に対する割合（%）を示す。この値は点検の内容と併せて考慮する必要がある。	↑	
	B109	バルブ点検率	—	—	—	(%)	(点検したバルブ数 / バルブ設置数) × 100	バルブ設置数に対する1年間に設置したバルブ数の割合を示す。管路の健全性確保に対する執行度合いを表す指標のひとつ。	↑	
	B110	漏水率	5.6	6.6	7.6	(%)	(年間漏水量 / 年間配水量) × 100	年間の漏水量の配水量に対する割合（%）を示す。この値は低い方がよい。	↓	
	B111	有効率	94.4	93.3	92.4	(%)	(年間有効水量 / 年間配水量) × 100	年間配水量に対する年間有効水量の割合を示す。水道事業の経営効率性を表し、高いほうがよい。	↑	
	B112	有収率	94.3	93.2	92.4	(%)	(年間有収水量/年間配水量)×100	有収水量の年間の配水量（給水量）に対する割合（%）を示す。水道施設及び給水装置を通して給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す指標である。この値は高い方がよい。	↑	
	B113	配水池貯留能力	0.57	0.58	0.58	(日)	配水池有効容量÷一日平均配水量	水道水をためておく配水池の総容量が平均配水量の何日分あるかを示す。需要と供給の調整及び突発事故のため0.5日分以上は必要とされる。	↑	

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			R 3	R 4	R 5				
	B114	給水人口一人当たり配水量	289	288	289	(L/日・人)	(一日平均配水量/現在給水人口)×1,000	給水人口一人当たり一日何L配水したかを示す。この水量は給水人口をベースに計算するので、特に都市部では給水区域外から来た人の消費分、都市活動分が含まれ、一人当たりの真の消費量より多くなる。	↑
	B115	給水制限日数	0	0	0	(日)	年間給水制限日数	一年間で何日給水制限したかを示す。漏水、事故などがあると給水制限（断水含む）数は大きくなる。この値は低い方がよい。	↓
	B116	給水普及率	93.7	93.5	92.8	(%)	(現在給水人口/給水区域内人口)×100	給水区域内で水道を使っている人の割合（％）を示す。日本では約97%に達しているが、世界では低い国もある。	↑
	B117	設備点検実施率	42.9	85.7	42.9	(%)	(点検機器数/ 機械・電気・計装機器の合計数) × 100	電気機械などの点検した回数の法定点検回数に対する割合（％）を示す。この指標は当然100%以上でなければならない。	↑
事故災害対策	B201	浄水場事故割合	0.00	0.00	0.00	(件/10年・箇所)	10年間の浄水場停止事故件数 / 浄水場数	浄水場が事故で過去10年間に停止した件数の総浄水場数に対する割合（％）を示す。この指標は低い方がよい。	↓
	B202	事故時断水人口率	0.0	0.0	0.0	(%)	(事故時断水人口/現在給水人口)×100	最大の浄水場又は最大の管路が事故で24時間停止したとき給水できない人口の給水人口に対する割合（％）をいう。この指標は、水道施設の緊急時の脆弱性を示し、値は低い方がよい。	↓
	B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量	84	84	85	(L/人)	(配水池有効容量×1/2+緊急貯水構容量)×1,000/現在給水人口	給水人口一人当たり何Lの水が常時ためられているかを示す。地震時など緊急時の応急給水の時利用される。地震直後では一人一日3L必要とされる。	↑
	B204	管路の事故割合	1.3	2.6	1.9	(件/100 km)	管路の事故件数 / (管路延長/100)	管路の年間事故件数の管路延長100kmに対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓
	B205	基幹管路の事故割合	0.0	0.0	0.0	(件/100 km)	基幹管路の事故件数/(基幹管路延長/100)	年間の幹線管路（給水柱を接続する配水管以外の一般に口径の大きい管）の事故（破裂、抜け出し、漏水など）が幹線管路総延長100km当たり何件あるかを示す。この値は低い方がよい。	↓
	B206	鉄製管路の事故割合	0.2	0.0	1.1	(件/100 km)	鉄製管路の事故件数 / (鉄製管路延長/100)	鉄製管路で発生した年間の事故件数の鉄製管路延長100kmに対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓
	B207	非鉄製管路の事故割合	3.2	8.0	4.8	(件/100 km)	非鉄製管路の事故件数 / (非鉄製管路延長/100)	非鉄製管路で起きた年間の事故件数の非鉄製管路延長100kmに対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓
	B208	給水管の事故割合	3.9	3.9	3.4	(件/1,000 件)	給水管の事故件数 / (給水管数/1,000)	給水管（公道から各家庭に引き込む管など）の年間事故件数（公道から水道メータまでの事故）の給水管数/1,000件に対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓
	B209	給水人口一人当たり平均断水・濁水時間	0.00	0.00	0.00	(時間)	Σ(断水・濁水時間 × 断水・濁水区域給水人口) / 現在給水人口	断水・濁水の発生時間と人口の全給水人口に対する時間割合を示す。年間平均的に何時間断水・濁水があったかを示す。この値は低い方がよい。	↓
	B210	災害対策訓練実施回数	3	3	4	(回/年)	年間の災害対策訓練実施回数	1年間に災害対策訓練を実施した回数。災害に対する危機対応性を示す。	↑
	B211	消火栓設置密度	2.6	2.6	2.6	(基/km)	消火栓数 / 配水管延長	配水管延長1km当たりに対する消火栓の設置数を示す。消防水利のための指標である。	↑
環境対策	B301	配水量1m3 当たり電力消費量	0.30	0.28	0.28	(kWh/m ³)	電力使用量の合計 / 年間配水量	取水から給水柱まで1mの水を送るまでに要した電力消費量を示す。この指標には水道事業すべての電力消費が含まれるが、その多くは送水、配水のための電力量で他の条件に左右される。	↓
	B302	配水量1m3 当たり消費エネルギー ※1 平成30年度以前のMJ換算値修正により、 換算値を修正。	3.09	2.89	2.92	(MJ/m ³)	エネルギー消費量 / 年間配水量	取水から給水柱まで1mの水を送るまでに要した消費エネルギー量を示す。この指標には水道事業すべてのエネルギーが含まれるが、その多くは送水、配水のためのエネルギーで他の条件に左右される。	↓
	B303	配水量1m3 当たり二酸化炭素(CO ₂) 排出量	137	129	0	(g・CO ₂ /m ³)	[二酸化炭素(CO ₂) 排出量 / 年間配水量] × 10 ⁶	配水した水1m当たり水道事業として何gの二酸化炭素を排出したかを示す。この指標は、B302配水量1m ³ 当たりの消費エネルギーと関係が深い。	↓
	B304	再生可能エネルギー利用率	該当なし	該当なし	該当なし	(%)	(再生可能エネルギー設備の電力使用量 / 全施設の電力使用量) × 100	水道事業の中で行っている再生可能エネルギー（自分の水力発電、太陽発電など）の使用量の全施設で使われているエネルギー使用量に対する割合（％）を示す。この指標は、コスト、停電対策とも関係が深い。	↑
	B305	浄水発生土の有効利用率	—	—	—	(%)	(有効利用土量 / 浄水発生土量) × 100	浄水場で発生する土を埋め立てなど産業処分せず、培養土などとして利用している量の全発生土量に対する割合（％）を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B306	建設副産物のリサイクル率	100.0	100.0	83.9	(%)	(リサイクルされた建設副産物量 / 建設副産物発生量) × 100	水道工事で発生する土、アスファルト、コンクリートなど産業処分せず、再利用している量の全建設副産物量に対する割合（％）を示す。この値は高い方がよい。	↑
②施設整備									
施設管理	B401	ダクタイル鉄鉄管・鋼管率	74.2	74.1	70.6	(%)	[(ダクタイル鉄鉄管延長 + 鋼管延長) / 管路延長] × 100	鉄製の水道管であるダクタイル鉄鉄管と鋼管の延長の水道管総延長に対する割合（％）を示す。一般に鉄製水道管は信頼性が高いとされている。	↑
	B402	管路の新設率	0.19	0.19	0.19	(%)	(新設管路延長/管路延長)×100	年間で新設した管路延長の総延長に対する割合（％）を示す。	○
施設更新	B501	法定耐用年数超過浄水施設率	0.0	0.0	0.0	(%)	(法定耐用年数を超えている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	法定耐用年数を超えた浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合（％）を示す。この値が大きいほど古い施設が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	↓
	B502	法定耐用年数超過設備率	57.1	57.1	57.1	(%)	(法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備などの合計数/ 機械・電気・計装設備などの合計数) × 100	法定耐用年数を超えた電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合（％）を示す。この値が大きいほど古い設備が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	↓
	B503	法定耐用年数超過管路率	29.5	30.0	29.3	(%)	(法定耐用年数を超えている管路延長/管路延長)×100	法定耐用年数を超えた管路延長の総延長に対する割合（％）を示す。この値が大きいほど古い管路が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	↓
	B504	管路の更新率	0.93	0.93	0.56	(%)	(更新された管路延長/管路延長)×100	年間で更新した管路延長の総延長に対する割合（％）を示す。この値の逆数が管路をすべて更新するのに必要な年数を示す。	↑
	B505	管路の更生率	—	—	—	(%)	(更生された管路延長/管路延長)×100	年間で更生（古い管の内面を補修すること）した管路延長の総延長に対する割合（％）を示す。	○
	B601	系統間の原水融通率 ※2 平成30年度以前は送水能力で算出していたため、換算値を修正。	0.0	0.0	0.0	(%)	(原水融通能力/全浄水施設能力)×100	取水した原水を融通して異なる浄水場へ送水できる水量の受水側の受水可能水量に対する割合（％）を示す。複数の取水箇所のある場合相互に融通ができるので、事故に対してリスクが少なくなる。この値は大きい方がよい。	↑
事故災害対策	B602	浄水施設の耐震化率	100.0	100.0	100.0	(%)	(耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	浄水施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全浄水場施設能力に対する割合（％）を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率	該当なし	該当なし	該当なし	(%)	[(沈降・さ通を有する施設の耐震化浄水施設能力+う通のみ施設の耐震化浄水施設能力)/全浄水施設能力]×100	浄水施設のうち主要構造物である沈降池及びう通池に対する耐震対策が施されている割合を示す。B602の進捗を示す指標であり、高いほうがよい。	↑
	B603	ポンプ所の耐震化率	100.0	100.0	100.0	(%)	(耐震対策の施されたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	ポンプ施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全ポンプ施設能力に対する割合（％）を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B604	配水池の耐震化率	100.0	100.0	100.0	(%)	(耐震対策の施された配水池有効容量/配水池有効容量)×100	配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量の全配水池容量に対する割合（％）を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B605	管路の耐震管率	18.4	19.6	20.4	(%)	(耐震管延長/管路延長)×100	多くの管路のうち耐震性のある材質と継手（管の接続部）により構成された管路延長の総延長に対する割合（％）を示す。この値は高い方が望ましい。	↑

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			R 3	R 4	R 5				
	B606	基幹管路の耐震管率	11.8	11.8	11.8	(%)	(基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100	基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもの。地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表し、高いほうがよい。	↑
	B606-2	基幹管路の耐震適合率	44.1	44.1	47.1	(%)	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示し、B606を補足する指標である。	↑
	B607	重要給水施設配水管路の耐震管率	14.3	15.5	15.5	(%)	(重要給水施設配水管路のうち耐震管延長/重要給水施設配水管路延長)×100	重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震管延長の割合を示し、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路の安全性、信頼性を表す指標のひとつである。	↑
	B607-2	重要給水施設配水管路の耐震適合率	35.7	36.6	36.6	(%)	(重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管路延長)×100	重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示し、B607を補足する。	↑
	B608	停電時配水量確保率	123.2	124.3	124.6	(%)	(全施設停電時に確保できる配水能力/一日平均配水量)×100	自家発電機の容量が当該設備に必要とされる電力の総量に対する割合(%)を示す。この値は自家発電が何%かを示し、高い方が停電事故には強い。	↑
	B609	薬品備蓄日数	37.0	37.7	36.4	(日)	(平均凝集剤貯蔵量/凝集剤一日平均使用量)又は(平均塩素剤貯蔵量/塩素剤一日平均使用量)のうち、小さい方の値	浄水場で使う薬品が一日平均使用料に対して何日分貯蔵してあるかを示す。この値は薬品の劣化がない範囲で余裕を持つことがよい。	↑
	B610	燃料備蓄日数	0.6	0.6	0.9	(日)	平均燃料貯蔵量/一日燃料使用量	浄水場などで使う主として発電用の燃料が一日平均使用料に対して何日分貯蔵してあるかを示す。この値は燃料が劣化しない範囲で余裕を持つことがよい。	↑
	B611	応急給水施設密度	9.2	9.2	9.2	(箇所/100 km ²)	応急給水施設数/(現在給水面積/100)	緊急時に応急給水できる貯水拠点が給水区域の100km ² 当たり何箇所あるかを示す。この値は高い方が一般的には良い。	↑
	B612	給水率保有度	0.016	0.016	0.016	(台/1,000人)	給水率数/(現在給水人口/1,000)	稼働できる給水車が給水人口1,000人当たり何台保有されているかを示す。この値は大きい方がよい。	↑
	B613	車載用の給水タンク保有度	0.081	0.081	0.082	(m ³ /1,000人)	車載用給水タンクの容量/(給水人口/1,000)	緊急時に使用できる車載用給水タンクの総容量が人口1,000人当たり何m ³ 保有されているかを示す。この値は大きい方がよい。	↑

3)健全な事業経営

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			R3	R4	R5				
①財務									
健全経営	C101	営業収支比率	92.8	87.7	86.9	(%)	$[(営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費)] \times 100$	営業収益の営業費用に対する割合(%)を示す。収益的収支が最終的に黒字であるためには、この値は100%を一定程度上回っている必要がある。	↑
	C102	経常収支比率	116.6	110.6	110.6	(%)	$[(営業収益 + 営業外収益) / (営業費用 + 営業外費用)] \times 100$	経常収益の経常費用に対する割合(%)を示す。この値は100%以上であることが望ましい。	↑
	C103	総収支比率	116.6	110.6	110.6	(%)	$(総収益 / 総費用) \times 100$	総収益の総費用に対する割合(%)を示す。この値は100%以上であることが望ましい。	↑
	C104	累積欠損金比率	0.0	0.0	0.0	(%)	$[累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益)] \times 100$	累積欠損金の受託工事収益を除いた営業収益に対する割合(%)を示す。累積欠損金とは、営業活動の結果生じた欠損金が当該年度で処理できずに、複数年度にわたって累積したものである。この指標は、値0%であることが望ましい。	↓
	C105	繰入金比率（収益的収入分）	0.1	0.1	0.1	(%)	$(損益勘定繰入金 / 収益的収入) \times 100$	損益勘定繰入金の収益的収入に対する割合(%)を示す。水道事業の経営状況の健全性、効率性を示す指標の一つである。この値は低いほうが独立採算制の原則に則しているといえる。	↓
	C106	繰入金比率（資本的収入分）	3.9	2.9	2.9	(%)	$(資本勘定繰入金 / 資本的収入計) \times 100$	資本勘定繰入金の資本的収入に対する割合(%)を示す。水道事業の経営の健全性、効率性を示す指標の一つである。この値は低いほうが独立採算制の原則に則しているといえる。	↓
	C107	職員一人当たり給水収益	126,632	124,399	123,348	(千円/人)	給水収益/損益勘定所属職員数	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水収益を基準として把握するための指標である。この値は大きい方がよい。	↑
	C108	給水収益に対する職員給与費の割合	6.8	6.6	6.6	(%)	$(職員給与費 / 給水収益) \times 100$	職員給与費の給水収益に対する割合(%)を示す。水道事業の効率性を分析するための指標の一つである。この値は低い方がよい。	↓
	C109	給水収益に対する企業債利息の割合	0.6	0.5	0.6	(%)	$(企業債利息 / 給水収益) \times 100$	企業債利息の給水収益に対する割合(%)を示す。水道事業の効率性及び財務安全性を分析するための指標の一つである。この指標は低い方がよい。	↓
	C110	給水収益に対する減価償却費の割合	33.0	36.4	37.1	(%)	$(減価償却費 / 給水収益) \times 100$	減価償却の給水収益に対する割合(%)を示す。水道事業の効率性を分析するための指標の一つである。この指標は低い方がよい。	↓
	C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合	4.3	4.5	2.6	(%)	$(建設改良のための企業債償還元金 / 給水収益) \times 100$	企業債償還金の給水収益に対する割合(%)を示す。企業債償還金が経営に与える影響を分析するための指標である。この値は低い方がよい。	↓
	C112	給水収益に対する企業債残高の割合	58.7	74.3	94.1	(%)	$(企業債残高 / 給水収益) \times 100$	企業債残高の給水収益に対する割合(%)を示す。企業債残高の規模と経営への影響を分析するための指標である。この値は低い方がよい。	↓
	C113	料金回収率	107.2	100.1	98.9	(%)	$(供給単価 / 給水原価) \times 100$	供給単価の給水原価に対する割合(%)を示す。水道事業の経営状況の健全性を示す指標の一つである。料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。	↑
	C114	供給単価	165.1	165.7	165.7	(円/m ³)	給水収益/年間有収水量	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけ行の収益を得ているかを示す。供給単価は、低額である方が水道サービスの観点からは望ましいが、水道事業の事業環境には大きな差があるため、単純に金額だけで判断するのは難しい。	↓
C115	給水原価	154.0	165.6	167.6	(円/m ³)	$[経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不要品売却原価 + 附帯事業費 + 長期前受金投入)] / 年間有収水量$	標準的な家庭における水使用量(10m ³)に対する料金を示す。消費者の経済的負担を示す指標の一つである。	↓	
C116	1か月10 m ³ 当たり家庭用料金	1,100	1,100	1,100	(円)	1 か月10m ³ 当たり家庭用料金	標準的な家庭における水使用量(20m ³)に対する料金を示す。特に世帯人数2～3人の家族の1箇月の水道使用量を想定したものである。	↓	
C117	1か月20 m ³ 当たり家庭用料金	2,695	2,695	2,695	(円)	(点検機器費/機械・電気・計装機器の合計数) × 100	流動資産の流動負債に対する割合(%)を示す。水道事業の財務安全性をみる指標である。この値は100%以上である。この値は高い方が財務的に安全といえる。	↑	
C118	流動比率	509.8	522.7	516.1	(%)	(流動資産/流動負債)×100	自己資本と剰余金の合計の負債・資本合計額に対する割合(%)を示す。財務の健全性を示す指標の一つである。この値は高い方が財務的に安全といえる。	↑	
C119	自己資本構成比率	90.9	89.3	87.2	(%)	$[(自己資本 + 剰余金 + 評価差額等 + 繰延収益) / 負債・資本合計] \times 100$	自己資本と剰余金の合計の負債・資本合計額に対する割合(%)を示す。自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを見る指標である。一般的に100%以下であれば、財務面で安定的といえる。	↓	
C120	固定比率	90.0	90.8	91.4	(%)	$[固定資産 / (自己資本 + 剰余金 + 評価差額 + 繰延収益)] \times 100$	企業債償還元金の当年度減価償却に対する割合(%)を示す。投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標である。100%以下であると財務的に安全といえる。	↓	
C121	企業債償還元金対減価償却費比率	24.6	21.4	11.8	(%)	$[建設改良のための企業債償還元金 / (当年度減価償却費 - 長期前受入金)] \times 100$	受託工事収益を除いた営業収益の年平均の固定資産額に対する割合を回数で示す。固定資産の活用状況を見るための指標である。この値は大きい方がよい。	↓	
C122	固定資産回転率	0.13	0.12	0.12	(回)	$(営業収益 - 受託工事収益) / [(開首固定資産 + 期末固定資産) / 2]$		↑	

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			R 3	R 4	R 5				
	C123	固定資産使用効率	8.0	7.9	7.8	(m ³ /万円)	年間配水量/有形固定資産	給水量の有形固定資産に対する値 (m ³ /10,000円) である。この値が大きいほど施設が効率的であることを意味するため、値は大きい方がよい。	↑
	C124	職員一人当たり有収水量	767,000	751,000	744,000	(m ³ /人)	年総有収水量 / 増益勘定所属職員数	年間で職員一人当たり有収水量が何m ³ かを示す。この指標は一般的には職員が多いと低くなり、外部委託が多いと高くなる。ここでは、人材確保の観点から、値が低い方が望ましいとみなす。	↓
	C125	料金請求誤り割合	0.00	0.00	0.00	(件/1,000 件)	誤料金請求件数 / (料金請求件数/1,000)	料金請求に関わる誤り件数の料金請求1,000件に対する誤り件数を示す。この値は低い方がよい。	↓
	C126	料金収納率	96.0	97.4	95.3	(%)	(料金納入額/ 調停額) × 100	年度末に収納されていない金額の総料金収入額に対する割合 (%) を示す。この指標は未収金率という方が適切である。この値がすべて未納になるわけではない。	↑
	C127	給水停止割合	2.3	4.6	8.1	(件/1,000 件)	給水停止件数 / (給水件数/1,000)	料金の未納により給水停止を実施した件数の給水件数1,000件に対する給水停止を実施した件数を示す。この値は、高低を単純に評価することはできない。	↓
②組織・人材									
人材育成	C201	水道技術に関する資格取得度	2.25	1.75	1.89	(件/人)	職員が取得している水道技術に関する資格数 / 全職員数	職員が一人当たり持っている法定資格の件数を示す。この指標は、職務として必要な資格を取ることににより職員の資質の向上を図る。	↑
	C202	外部研修時間	7.8	18.8	18.3	(時間/人)	(職員が外部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	職員一人当たりの外部研修を受けた時間数を示す。この指標は、職務に関する外部研修を受けることにより職員の資質向上を図る。	↑
	C203	内部研修時間	0.8	1.2	1.1	(時間/人)	(職員が内部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	職員一人当たりが内部研修を受けた時間数を示す。この指標は、職務に関する内部研修を受けることにより職員の資質向上を図る。	↑
	C204	技術職員率	15.0	15.0	15.8	(%)	(技術職員数 / 全職員数) × 100	技術職員総数の全職員数に対する割合 (%) を示す。この指標は、技術的業務の直営維持が難しくなってきた際の現状と関係が深い。	○
	C205	水道業務平均経験年数	7.6	8.0	5.5	(年/人)	職員の水道業務経験年数 / 全職員数	職員が平均何年水道事業に携わっているかを示す。他部署との人事交流により水道業務の経験の少ない職員が増えている。この指標は水道業務の職員の習熟度と関係が深い。	↑
	C206	国際協力派遣者数	—	—	—	(人・日)	Σ (国際協力派遣者数 × 滞在日数)	協力した人数と滞在日数 (週) の積で示す。この内容は、定義が難しく外面的な指標となっている。	↑
	C207	国際協力受入者数	—	—	—	(人・日)	Σ (国際協力受入者数 × 滞在日数)	人間的交流の件数で示す。この内容は、定義が難しく外面的な指標となっている。	↑
	C302	浄水場第三者委託率	—	—	—	(%)	(第三者委託した浄水場の浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100	浄水場の運転管理計画を委託した浄水能力の総浄水能力に対する割合 (%) を示す。この指標の値の高いことは、一般に技術職員の減につながっている。	○
③お客さまとのコミュニケーション									
情報提供	C401	広報紙による情報の提供度	1.6	2.1	1.3	(部/件)	広報紙などの配布部数 / 給水件数	広報紙配布部数の給水件数に対する割合 (部/件) を示す。情報の提供には、インターネットなどもあるが、この場合直接の自己の水道事業の消費者かどうかからないので、この指標は給水区域の消費者を対象としたものとなっている。	↑
	C402	インターネットによる情報の提供度	146	153	72	(回)	ウェブページへの掲載回数	インターネットによる水道事業の情報発信回数を示し、お客様への事業内容の公開度合いを表す指標のひとつである。	↑
	C403	水道施設見学者割合	0.0	0.0	0.1	(人/1,000 人)	見学者数 / (現在給水人口/1,000)	見学者数の給水人口に対する値に1,000を乗じた値を示す。給水人口1,000人当たりの水道施設見学者数。この指標は、開かれた水道施設を目指すことと関係が深い。	↑
意見収集	C501	モニタ割合	—	—	—	(人/1,000 人)	モニタ人数 / (現在給水人口/1,000)	モニタ人数の給水人口に対する値に1,000を乗じた値を示す。つまり、給水人口1,000人当たりのモニタ人数である。この指標は大都市では低くなる傾向がある。	↑
	C502	アンケート情報収集割合	—	—	6.43	(人/1,000 人)	アンケート回答人数 / (現在給水人口/1,000)	アンケート回答人数の給水人口に対する値に1,000を乗じた値を示す。給水人口1,000人当たりのアンケート回答人数。この指標は消費者のニーズ収集の度合と関係が深い。	↑
	C503	直接飲用率	—	—	84.6	(%)	(直接飲用回答数 / アンケート回答数) × 100	消費者の何%が水道水を直接飲用しているかを示す。この指標は、アンケートの結果なのであまり厳密なものではないが、水道水への信頼性を表しているといえることができる。	↑
	C504	水道サービスに対する苦情対応割合	0.05	0.02	0.02	(件/1,000 件)	水道サービス苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	水道サービス苦情件数の給水件数に対する値に1,000を乗じた値を示す。給水件数1,000件当たりの水道サービス苦情件数。苦情は水道事業者が記録しているものとした。この指標の値は低い方が好ましいが、水道事業者の記録の仕方と関係が深い。	↓
	C505	水質に対する苦情対応割合	0.85	0.98	1.19	(件/1,000 件)	水質苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	年間で、消費者からの水質に関する苦情件数の給水件数1,000件に対する割合を示す。苦情は水道事業者が記録しているものとした。この指標の値は低い方が好ましいが、水道事業者の記録の仕方と関係が深い。	↓
	C506	水道料金に対する苦情対応割合	0.00	0.00	0.00	(件/1,000 件)	水道料金苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	年間で、消費者からの水道料金に関する苦情の給水件数は1,000件に対する割合を示す。苦情は水道事業者が記録しているものとした。この指標の値は低い方が好ましいが、水道事業者の記録の仕方と関係が深い。	↓

10 令和6年度 取・受水計画

単位:立方メートル

系統 地点	湖			北		台			北			千			葉		淨水量・受水量合計水量		
	湖北		湖	湖北	台	台	淨水量	月合計	淨水量	月合計	淨水量	月合計	久寺家	淨水量	月合計	受水量			一日平均
	一日平均 取水量	月合計 取水量	月合計 淨水量	一日平均 淨水量	月合計 淨水量	妻 子	一日平均 受水量	月合計 受水量	月合計 淨水量	一日平均 受水量	月合計 淨水量	月合計 受水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	月合計 受水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	一日平均	月合計
月																			
4	4,760	142,800	4,595	137,840	18,710	561,300	11,560	346,800	30,270	908,100	34,865	1,045,940							
5	4,782	148,230	4,604	142,729	18,750	581,250	11,590	359,290	30,340	940,540	34,944	1,083,269							
6	4,650	139,500	4,484	134,511	18,920	567,600	11,610	348,300	30,530	915,900	35,014	1,050,411							
7	4,592	142,340	4,410	136,725	19,330	599,230	11,770	364,870	31,100	964,100	35,510	1,100,825							
8	4,590	142,290	4,426	137,214	18,700	579,700	11,470	355,570	30,170	935,270	34,596	1,072,484							
9	4,692	140,760	4,518	135,542	18,430	552,900	11,390	341,700	29,820	894,600	34,338	1,030,142							
10	4,750	147,250	4,585	142,149	18,640	577,840	11,520	357,120	30,160	934,960	34,745	1,077,109							
11	4,752	142,560	4,576	137,269	18,630	558,900	11,510	345,300	30,140	904,200	34,716	1,041,469							
12	4,820	149,420	4,652	144,217	18,910	586,210	11,690	362,390	30,600	948,600	35,252	1,092,817							
1	4,762	147,610	4,585	142,143	18,660	578,460	11,530	357,430	30,190	935,890	34,775	1,078,033							
2	4,744	132,840	4,576	128,121	18,620	521,360	11,500	322,000	30,120	843,360	34,696	971,481							
3	4,702	145,750	4,528	140,360	18,460	572,260	11,400	353,400	29,860	925,660	34,388	1,066,020							
平均/合計	4,716	1,721,350	4,545	1,658,820	18,732	6,837,010	11,546	4,214,170	30,277	11,051,180	34,822	12,710,000							

備考 浄・受水量合計水量＝配水量 送水に関する協定書に基づく一日最大給水量は、34,800m³

11 令和6年度 我孫子市水道局水質検査計画

(1) はじめに

水質検査計画とは水質検査の適正化や透明性を確保するために、採水の場所や検査回数などを明記した計画のことで、水道法施行規則第15条第6項により毎事業年度の開始前に策定し、公表することが義務づけられています。

我孫子市では毎年、水質検査計画を策定し、この計画に沿って水質検査を行い、結果を公表しています。

(2) 水質検査の基本方針

○水質検査は、浄水場の系統を代表する給水栓、湖北台浄水場出口及び湖北台浄水場着水井において実施します。

○検査項目は、法令により検査が義務付けられている水質基準項目（※1）、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び本市が独自に行う項目とします。

○検査頻度は、水道法（※2）に基づいて設定されるものに加え、本市独自に頻度を設定し、検査を実施します。

※1 水質基準項目とは、水道法第4条第2項の規定に基づき「水質基準に関する省令」で定められ、51項目の基準項目を指します。

※2 検査頻度は、水道法施行規則第15条により定められています。

(3) 水道事業概要

(令和5年度末)

給水区域	我孫子市内全域及び茨城県取手市 取手及び小堀地区
計画給水人口	137,000人
給水人口	122,122人
給水戸数	58,986戸
普及率	93.5%
給水量	12,897,193m ³
1日最大給水量(7月2日)	38,463m ³
計画1日最大給水量	56,000m ³
1日平均給水量	35,238m ³
有収水量	12,015,503m ³
有収率	93.2%

(4) 施設概要

施設名称	久寺家浄水場	妻子原浄水場	湖北台浄水場
給水開始	昭和 5 2 年	昭和 5 5 年	昭和 4 3 年
水 源	利根川水系江戸川		地下水
浄水処理 方法	北千葉広域水道企業団より 浄水受水（高度浄水処理）		高度浄水処理 (オゾン・粒状活性炭)
給水能力	1 6 , 1 0 0 m ³ /日	2 0 , 5 0 0 m ³ /日	1 9 , 6 0 0 m ³ /日
主な給水 区域概要	つくし野・並木・寿・緑・ 本町・我孫子・布施・久 寺家・根戸・台田・船戸	高野山・柴崎・柴崎台・ 青山・青山台・南青山・ 白山・泉・栄・若松・天 王台・岡発戸・下ヶ戸・ 東我孫子	都・布佐・布佐平和台・ 布佐西町・江蔵地・新 木・新木野・南新木・古 戸・日秀・中里・中峠・ 中峠台・湖北台・都部・ 茨城県取手市取手及び 小堀地区

(5) 水質状況及び水質管理上の問題点

我孫子市の水道水源は、河川水を水源とする北千葉系と地下水を水源とする湖北台系の2系統があります。

北千葉系は、江戸川（利根川水系）から原水を取水し、北千葉広域水道企業団で浄水処理された浄水を、妻子原浄水場及び久寺家浄水場で受水しています。

湖北台系では、市内10か所にある深井戸（取水井）から取水し、湖北台浄水場で浄水処理を行っています。

これらの2系統の水道水は、水源の違いなどにより水質に僅かに相違が見られます。

(ア) 湖北台系

湖北台系では、原水の地下水は地質に由来するフミン質が多く、色度が高い特徴がありますが、水質は概ね良好で安定しています。

しかし、水質管理上注意すべき項目、浄水処理過程での消毒副生成物など注意すべき項目もあります。項目及び内容は次頁のとおりです。

考えられる原水の汚染原因	・地下水系に生息する微生物（鉄バクテリア等） ・地質に由来する物質（フミン質等）
水質管理上注意すべき項目	・色度、濁度、臭気、マンガン、フッ素、アンモニア態窒素、大腸菌、一般細菌、pH値、有機物（TOC）
浄水場使用薬品、機材由来で注意すべき項目	・臭素酸（原水中の臭化物イオンとオゾンが反応して生成される。また、次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含まれる場合がある） ・塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムが分解して生成される） ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（高度浄水処理の活性炭濾過槽内での硝化細菌の働きにより原水中のアンモニア態窒素が硝化される）

（イ）北千葉系

北千葉浄水場が水源としている利根川水系江戸川は、流域の都市化などによる影響で河川の水質改善が進んでいない状況にあり、異臭味対策等のための粉末活性炭処理が常態化しています。特にカビ臭や水道水の塩素消毒によって生じるトリハロメタン等の原因となる有機物などは、今までの処理方法では十分に取り除くことが出来ませんでした。水道を利用する方々がより安心して飲める良質な水道用水を安定的に供給するため、北千葉広域水道企業団では、平成26年12月から高度浄水処理を導入しています。

（６） 検査地点

（ア）給水栓及び連続自動水質監視装置（図1参照）

給水栓での検査及び連続自動水質監視装置による測定（残留塩素、色度、濁度、水温、水圧）場所は、次頁のとおりです。

	名 称	住 所
給 水 栓	湖北台浄水場	湖北台 9 丁目 3 番 6 号
	久寺家あけぼの公園	久寺家 1 丁目 1 3 番
	船戸台子どもの遊び場	船戸 2 丁目 1 2 番
	滝前谷公園	高野山 3 番地 6 8
	青山台中央公園（新規）	青山台 4 丁目 6 番
	新木児童公園	新木野 3 丁目 2 2 番
	平和台 3 号公園（新規）	布佐平和台 3 丁目 9 番
	布佐 2 号公園	布佐 1 丁目 2 6 番
監 視 装 置	台田法花坊公園	台田 4 丁目 8 番
	No. 8 取水井戸（敷地内）	中峠 3 0 5 1 番 1（地番）
	新木石戸公園	新木野 4 丁目 3 9 番
	布佐酉町下公園	布佐酉町 6 6 番地

（イ）浄水場の原水及び浄水

湖北台浄水場の浄水処理が適正に行われていることを確認するために、原水（浄水場着水井）及び浄水（浄水場給水栓）で検査を行います。

（７） 検査項目及び検査頻度並びにその理由

水質検査項目及び頻度は、水道法施行規則第 15 条第 1 項により次のとおり定められています。

- 1 日に 1 回以上：色、濁り、消毒の残留効果
- 1 月に 1 回以上：水質基準の基本的項目（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（TOC）・pH 値・味・臭気・色度・濁度の 9 項目）
- 3 月に 1 回以上：基本的項目を除く水質基準の全項目

（ア）浄水

A 水質基準項目（表 1－1 参照）

水質基準項目 1、2、38 及び 46 から 51 までの 9 項目（表 1－1 中、検査計画頻度が 12 の項目）は毎月検査します。

また、過去の検査結果が基準値の 1／2 以下で検査を省略できる項目、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1／10 以下で 3 年に 1 回に検査頻度を緩和できる項目、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1／5 以下で年 1 回に検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し安全であることを確認するため、検査の省略や頻度の緩和をせず、基本検査頻度は年 4 回ですが、本市では独自に年 2 回検査を加え年 6 回の検査を行います。なお、湖北台浄水場

ではオゾンを用いた高度浄水処理をしているため、湖北台浄水場給水栓において、オゾン処理の副生成物である臭素酸を毎月検査します。

B 1日1回以上行う水質検査（表1－2参照）

色・濁りについては連続自動水質監視装置により、消毒の残留効果については連続自動水質監視装置及び浄水場出口において、常時測定・監視しています。

また、巡回点検時に実施の「色・濁り・消毒の残留効果」に関する検査の実施に併せて臭気についても確認を行います。

C 水質管理目標設定項目（表1－3参照、回数が0のものは検査対象外）

水質管理目標設定項目は年2回検査します。ただし、残留塩素は毎月検査します。

（イ） 原水

A 水質基準項目（表2－1参照、検査計画頻度が0のものは検査対象外）

水質基準項目1及び2は毎月検査し、項目9、11、38、46、47、及び49から51までの8項目は年4回検査します。また、項目3から8、10、12から20、32から37、及び39から45までの29項目は年1回実施します。

B 水質管理目標設定項目（表2－2参照）

農薬類について年1回検査を行います。

C 自主検査項目（表2－3参照）

嫌気性芽胞菌は毎月、アンモニア態窒素は年4回検査を行います。

（8） 臨時の水質検査

次のような状況になり、水道水が水質基準に適合しなくなる恐れが生じた場合には臨時の水質検査を行い、状況に合わせた浄水処理及び水質管理を行います。

- 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 水源に異常があったとき。
- 浄水過程に異常があったとき。
- 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき。
- その他特に必要があると認められるとき。

(9) 水質検査の自己/委託の区分ならびに水質検査方法

水道局では、「千葉県水道水質管理計画」に基づき、北千葉広域水道企業団に定期水質検査を委託しています。また、臨時水質検査については、検査を行う項目によって北千葉広域水道企業団、或いは他の水道法第20条に基づく水質検査機関に委託します。

また、水質検査方法については、厚生労働省令に規定されている方法等により実施しています。

(1 0) 公表及び検査計画の見直し

本計画及び本計画に基づいて実施した水質検査の結果については、水質基準との適合状況を含め、我孫子市水道局水道事業年報及びホームページ上で公表します。

なお、検査結果はホームページで年2回公表します（5月と10月に更新を予定し、2か年分を掲載）。

水質検査計画は水質基準に係る省令等の改正、検査結果及び水源の状況、並びに計画や検査結果へのご意見等を考慮の上、見直しを行っていきます。

(1 1) 水質検査結果の精度と信頼性の確保

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。検査委託先の北千葉広域水道企業団では検査精度に係る組織体制の整備を行い、内部精度管理及び国、千葉県等が実施する外部精度管理を通じて水質検査精度の向上と信頼性確保に努めています。水道局では、北千葉広域水道企業団との共同水質検査に係る業務契約書に基づき検査精度管理の状況を確認します。

(1 2) 関係機関との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、厚生労働省や北千葉広域水道企業団及びその構成事業体などと綿密な連絡調整を行い、水源水質の保全に努めるなど、安全でおいしい水の供給のために万全を期しています。

(1 3) 連続自動水質監視装置による24時間水質監視

我孫子市水道局では、市内4か所に連続自動水質監視装置を設置しています。

この装置では、水道水の「色度」、「濁度」、「残留塩素濃度」、「水温」及び「水圧」の5項目について連続的に計測することが出来ます。これにより、配水管網における水道水質の基礎的性状についての監視を行い、良質な水道水を供給します。

(14) 放射性物質に関する検査

水道局では、東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応について、厚生労働省の指導（厚生労働省通知（平成24年3月5日付け健水発0305第2号）に基づき水質検査を行います。

(ア) 検査対象項目

放射性セシウム134Cs及び137Cs

(イ) 採水地点

浄水については湖北台浄水場内給水栓にて、原水については湖北台浄水場内着水井水栓にて採水します。

(ウ) 検査頻度

厚生労働省通知（平成24年3月5日付け健水発0305第2号）「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき、原則として1か月に1回以上検査を行うこととされていますが、「十分な検出感度による水質検査によっても3か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3か月に1回減することができる。」とされています。我孫子市水道局では、平成23年3月24日からの検査結果において一度も検出されなかったため、令和5年度より検査の頻度を見直し、浄水及び原水共に3か月に1回の測定を実施いたします。

(エ) 管理目標値

放射性セシウム134Cs及び137Csの合計量 10ベクレル/kg以下
（検出限界値は、放射性セシウム134及び137それぞれについて、1ベクレル/kg以下を確保することを目標とする）

(オ) 検査結果の公表

水道水中の放射能検査結果は、ホームページ上で公表します。

令和6年度 浄水水質検査項目及び検査頻度

表1-1 水質基準項目

検査地点：湖北台浄水場、給水栓（久寺家あけぼの公園、船戸台子どもの遊び場、滝前谷公園、青山台中央公園、新木児童公園、
 平和台3号公園、布佐2号公園）
 緩和可能な検査頻度：過去の検査結果から緩和される検査頻度

	基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値 ※1 (mg/L)	法定の 検査頻度	緩和可能な 検査頻度	検査計画頻度 (回数/年)	種 別
1	一般細菌	100個/mL以下	0	月1回以上	月1回以上	12	細菌
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回以上	月1回以上	12	細菌
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	無機物／重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			6	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			6	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満		3年に1回以上 ※3	6	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			6	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満		3年に1回程度 ※2	6	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			6	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満		3月に1回以上	6	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.6			6	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.14		3年に1回程度 ※2	6	一般有機物
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			6	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			6	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			6	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			6	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			6	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			6	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			6	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			6	
21	塩素酸	0.6以下	0.07		3月に1回以上	6	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			6	
23	クロロホルム	0.06以下	0.005			6	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003			6	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01			6	
26	臭素酸	0.01以下	0.007			6(12) ※6	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.027			6	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003			6	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008			6	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.005			6	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			6	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	着 色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.06			6	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.06			6	
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			6	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	35		年1回以上 ※4	6	味
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.007			6	
38	塩化物イオン	200以下	39		月1回以上	12	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	93		3年に1回程度 ※2	6	
40	蒸発残留物	500以下	221	3月に1回以上	3月に1回以上	6	発 泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満		3年に1回以上 ※3	6	
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	原因藻類発生時期 に月1回以上	原因藻類発生時期 に月1回以上	6	カ ビ 臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			6	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	発 泡
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			6	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	月1回以上	月1回以上 ※5	12	基礎的性状
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8			12	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.9		3月に1回以上 ※5	12	
51	濁度	2度以下	0.1			12	

- ※1：過去3年間の最高値は、（湖北台浄水場、久寺家あけぼの公園、船戸台子どもの遊び場、滝前谷公園、新木児童公園、布佐2号公園）における定期検査結果の値。
- ※2：過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案してその全部または一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる（ただし、確認のため概ね3年に1回程度の頻度で検査）
- ※3：過去3年間における水質検査の結果が水質基準値の1/10以下で、水源に水又は汚染物質を排出する施設の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合、検査頻度を3年に1回に緩和することができる。
- ※4：過去3年間における水質検査の結果が水質基準値の1/5以下で、水源に水又は汚染物質を排出する施設の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合、検査頻度を年1回に緩和することができる。
- ※5：自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。
- ※6：(12)は湖北台浄水場給水栓での検査回数(年12回)。その他給水栓での検査回数は年6回。
- は、検査頻度の緩和不可を示す。

令和6年度 浄水水質検査項目及び検査頻度

表1－2 1日1回以上行う水質検査

検査地点:連続自動水質監視装置(市内4か所)、浄水場出口、
船戸台子どもの遊び場、布佐南公園

	基 準 項 目	基 準 値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	色	異常でない	365
2	濁り	異常でない	365
3	消毒の残留効果	0.1mg／L以上	365

表1－3 水質管理目標設定項目

	項 目	目 標 値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)	種 別
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	無機物／重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	2	
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	一般有機物
8	トルエン	0.4以下	2	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	2	
10	亜塩素酸	0.6以下	0	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6以下	0	消 毒 剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	2	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02以下	2	
15	農薬類(指標値)※1	和として1以下	1	農 薬
16	残留塩素	1以下	12	臭 気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	0	味
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	0	着 色
19	遊離炭酸	20以下	2	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	2	臭 気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	2	一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	2	味
23	臭気強度(TON)	3以下	2	臭 気
24	蒸発残留物	30以上200以下	0	味
25	濁度	1度以下	0	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	0	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度とし、極力0	2	腐 食
28	従属栄養細菌	2000/mL以下(暫定)	2	細 菌
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	0	着 色
31	PFOS及びPFOA	和として0.00005以下	2	有機物質

※1 農薬類の検査項目については、表2－2を参照のこと。

令和6年度 原水水質検査項目及び検査頻度

表2-1 水質基準項目

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	一般細菌	100個/mL以下	12
2	大腸菌	不検出	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1
8	六価クロム化合物	0.02以下	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1
14	四塩化炭素	0.002以下	1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1
20	ベンゼン	0.01以下	1
21	塩素酸	0.6以下	0
22	クロロ酢酸	0.02以下	0
23	クロロホルム	0.06以下	0
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0
26	臭素酸	0.01以下	0
27	総トリハロメタン	0.1以下	0
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0
30	ブロモホルム	0.09以下	0
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1
38	塩化物イオン	200以下	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1
40	蒸発残留物	500以下	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1
45	フェノール類	0.005以下	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	4
48	味	異常でないこと	0
49	臭気	異常でないこと	4
50	色度	5度以下	4
51	濁度	2度以下	4

は、検査対象外であることを示す。

表2-2 水質管理目標設定項目

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	PFOS及びPFOA	和として0.00005以下	2

表2-3 農薬類

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	基準項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	1
2	アシュラム	0.9	1
3	アセフェート	0.006	1
4	アラクロール	0.03	1
5	イミノクタジン	0.006	1
6	エスプロカルブ	0.03	1
7	エトフェンブロックス	0.08	1
8	オキサジクロメホン	0.02	1
9	カズサホス	0.0006	1
10	カフェンストロール	0.008	1
11	カルタップ	0.08	1
12	カルバリル(NAC)	0.02	1
13	キャプタン	0.3	1
14	グリホサート	2	1
15	グルホシネート	0.02	1
16	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
17	ジチオピル	0.009	1
18	ジメタメトリン	0.02	1
19	ダイアジノン	0.003	1
20	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
21	チアジニル	0.1	1
22	チウラム	0.02	1
23	チオファネートメチル	0.3	1
24	テフリルトリオン	0.002	1
25	トリシクラゾール	0.1	1
26	トリフルラリン	0.06	1
27	ピラクロニル	0.01	1
28	フィプロニル	0.0005	1
29	フェントロチオン(MEP)	0.01	1
30	フェントエート(PAP)	0.007	1
31	フェントラザミド	0.01	1
32	ブタクロール	0.03	1
33	ブプロフェジン	0.02	1
34	フルアジナム	0.03	1
35	プレチラクロール	0.05	1
36	プロシミドン	0.09	1
37	プロチオホス	0.007	1
38	プロモブチド	0.1	1
39	ペノミル	0.02	1
40	ペンシクロン	0.1	1
41	ペンディメタリン	0.3	1
42	ペンフラカルブ	0.02	1
43	ホスチアゼート	0.003	1
44	マラチオン(マラソン)	0.7	1
45	メコプロップ(MCPP)	0.05	1
46	メソミル	0.03	1
47	メタラキシル	0.2	1
48	メフェナセット	0.02	1

※ 農薬類の検査は、湖北台系の原水について実施する。
※ 検査項目については、設定114項目のうち、ゴルフ場及び農業での使用農薬48種を対象とする。
※ 一般的に化学物質は温度が上昇すると反応が促進されることから、水温が上昇する8月を検査月とする。

表2-4 自主検査項目

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	項目	目標値	検査計画頻度 (回数/年)
1	嫌気性芽胞菌	検出されない	12
2	アンモニア態窒素	—	4
3	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	1

表3 令和6年度 月別検査項目一覧

採水場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		
	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	
浄水 (給水栓)	湖北台浄水場	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	基・臭・濁度	
	久寺家あけぼの公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	
	船戸台子どもの遊び場	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	
	堤前谷公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	
	青山台中央公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	
	新木児童公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	
	平和台3号公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	
	布佐2号公園	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	基	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	全	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
管	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
芽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
園	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
臭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
夕	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	3	8	2	9	2	8	4	11	3	8	2	9	3	8	2	9	2	8	4	11	2	8	2	9	3	4	8	2	1	4	8

基：基本項目(浄水9項目、原水10項目)、全：基準全項目(51項目、原水39項目)、管：次水質管理目標設定項目(汚水のみ17項目)、農：農薬類、芽：揮発性芽胞菌、ア：アンモニウム態窒素、菌：一般細菌及び大腸菌、臭：臭素類、タ：ダイオキシン類

浄水

基本項目（毎月）	一般細菌 大腸菌 塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 臭気 色度 濁度	アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 1,2-ジクロロエタン フルタル酸ジ-エチルヘキシル ジクロロアセトニトリル 遊離酸 1,1,1-トリクロロロエタン メチルtert-ブチルエーテル 有機物等(通マンガン酸カリウム消費量) 臭気強度(TON) ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 大腸菌群数 塩素化合物 シアン化合物イオン及び塩化シアン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 臭気 色度 濁度 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 プロモジクロロメタン プロモホルム ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 陰イオン界面活性剤 ジエオキシ 2-メチルイソボルネオール 非イオン界面活性剤 フェノール類

原水

基本項目	10項目(4回/年)	細菌(毎月)		一般細菌 大腸菌
		塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 臭気 色度 濁度 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物イオン及び塩化シアン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 臭気 色度 濁度 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン 亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 陰イオン界面活性剤 ジエオキシ 2-メチルイソボルネオール 非イオン界面活性剤 フェノール類	全項目(1回/年)	

《自主検査項目》

毎月検査

揮発性芽胞菌

4回/年

アンモニウム態窒素

1回/隔年

ダイオキシン類

※検査対象は114項目のうち上記48項目

水質管理目標設定項目(2回/年)

PFOS及PFOA

ダイオキシン類

ダイオキシン類

我孫子市水道事業年報のあゆみ

昭和53年	昭和43年度から昭和51年度までの事業概要を「水道のあゆみ」として刊行	B5版	70頁
昭和53年12月	昭和52年度水道事業年報刊行	B5版	55頁
昭和54年 9月	昭和53年度水道事業年報刊行	B5版	57頁
昭和55年 9月	昭和54年度水道事業年報刊行	B5版	59頁
昭和56年 6月	昭和55年度水道事業年報刊行	B5版	57頁
昭和57年 8月	昭和56年度水道事業年報刊行	B5版	61頁
昭和58年 8月	昭和57年度水道事業年報刊行	B5版	61頁
昭和59年 8月	昭和58年度水道事業年報刊行	B5版	61頁
昭和60年	昭和59年度水道事業年報刊行	B5版	43頁
昭和61年	昭和60年度水道事業年報刊行	B5版	43頁
昭和62年	昭和61年度水道事業年報刊行	B5版	43頁
昭和63年	昭和62年度水道事業年報刊行	B5版	43頁
平成元年	昭和63年度水道事業年報刊行	B5版	67頁
平成 2年	平成元年度水道事業年報刊行	B5版	74頁
平成 3年	平成2年度あびこの水道刊行	B5版	84頁
平成 4年12月	平成3年度あびこの水道刊行	B5版	110頁
平成 5年 9月	平成4年度あびこの水道刊行	B5版	109頁
平成 6年 9月	平成5年度あびこの水道刊行	B5版	127頁
平成 7年12月	平成6年度あびこの水道刊行	A4版	129頁
平成 8年12月	平成7年度あびこの水道刊行	A4版	124頁
平成 9年12月	平成8年度あびこの水道刊行	A4版	126頁
平成10年12月	平成9年度あびこの水道刊行	A4版	125頁
平成12年 3月	平成10年度あびこの水道刊行	A4版	126頁
平成12年12月	平成11年度あびこの水道刊行	A4版	127頁
平成14年 2月	平成12年度あびこの水道刊行	A4版	127頁
平成14年11月	平成13年度あびこの水道刊行	A4版	126頁
平成15年11月	平成14年度あびこの水道刊行	A4版	125頁
平成16年11月	平成15年度あびこの水道刊行	A4版	123頁
平成17年12月	平成16年度あびこの水道刊行	A4版	160頁
平成18年 9月	平成17年度あびこの水道刊行	A4版	172頁
平成19年 8月	平成18年度あびこの水道刊行	A4版	186頁
平成20年12月	平成19年度あびこの水道刊行	A4版	189頁
平成21年12月	平成20年度あびこの水道刊行	A4版	190頁
平成22年10月	平成21年度あびこの水道刊行	A4版	198頁
平成23年10月	平成22年度あびこの水道刊行	A4版	191頁
平成24年11月	平成23年度あびこの水道刊行	A4版	147頁
平成25年10月	平成24年度あびこの水道刊行	A4版	144頁
平成26年11月	平成25年度あびこの水道刊行	A4版	152頁
平成27年11月	平成26年度あびこの水道刊行	A4版	152頁
平成28年11月	平成27年度あびこの水道刊行	A4版	160頁
平成29年11月	平成28年度あびこの水道刊行	A4版	160頁
平成30年11月	平成29年度あびこの水道刊行	A4版	158頁
令和2年2月	平成30年度あびこの水道刊行	A4版	164頁
令和3年3月	令和元年度あびこの水道刊行	A4版	164頁
令和4年2月	令和2年度あびこの水道刊行	A4版	162頁
令和5年3月	令和3年度あびこの水道刊行	A4版	166頁
令和5年10月	令和4年度あびこの水道刊行	A4版	156頁
令和7年3月	令和5年度あびこの水道刊行	A4版	156頁

あびこの水道 (令和5年度 水道事業年報)

発行年月 令和7年3月発行

発行 我孫子市水道局

編集 我孫子市水道局経営課経営係

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地

TEL 04(7184)0114